

令和3年9月21日

お客さま 各位

大垣西濃信用金庫

残高1万円未満の預金口座解約手続きにおける 『印鑑不要化』の実施

当金庫は令和3年10月1日（金）から、窓口に来店された個人・個人事業主のお客さまを対象に、残高1万円未満の預金口座を解約する際の届出印押印を不要とする取扱いを下記の通り実施します。

当金庫では、これまで預金口座を解約する際、所定の書類に届出印の押印が必要でした。本取扱いにより、一定の条件を満たす場合は、運転免許証などの本人確認書類を提示いただくことで簡素に解約手続きができるようになり、お客さまの利便性が向上します。

当金庫はこれからも、お客さまの利便性向上につながるサービスをお届けしてまいります。

記

◆ 対象となるお客さま

窓口に来店された個人・個人事業主のお客さま
（法人のお客さまは除きます。）

◆ 対象口座

普通預金、総合口座、貯蓄預金、納税準備預金
（残高1万円未満の口座に限ります。）

◆ 提示いただくもの

- ① 顔写真付公的書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ② 通帳（発行されている場合）
- ③ キャッシュカード（発行されている場合）

◆ 取扱店舗

全店舗

◆ 実施日

令和3年10月1日（金）

以 上